

かながわ のススメ

第五次神奈川県子ども読書活動推進計画（案）



子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

神奈川県教育委員会では、令和6年3月に

「かながわ読書のススメ

」第五次神奈川県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

友のように いつも そばに 一冊の本を

～本との出会い、本から拓く 思いやり 心のつながりを大切に～



はじめに

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

国では、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、同法を踏まえ、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

そこで、県教育委員会では、平成16年1月に「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」(第一次計画)を、平成21年7月に「第二次計画」を、平成26年4月に「第三次計画」を、平成31年度3月には「第四次計画」を策定し、家庭や地域、学校等や関係機関・団体等における子どもの読書活動の推進を図るため、さまざまな取組を実施してきました。

しかしながら、第四次計画の期間中の令和2年度始めには、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校は一時期、一斉臨時休校となり、その後も状況により学年閉鎖、学級閉鎖となる学校もありました。さらには、公立図書館も閉館あるいは、開館時間の短縮など、子どもたちが学校図書館や公立図書館へアクセスできない期間がありました。また、公立図書館や学校で行われていた読書ボランティアによる読み聞かせや、学校で行われていた朝の一斉読書の時間も同様の理由により、その機会が減ってしまうなど子どもたちが読書に親しむための取組の実施に困難が伴いました。

そのような状況の中においても、地域や学校、関係機関・団体等子どもたちの読書環境を推進する大人たちが、工夫し、できる取組を続けるとともに、改めて子どもの読書活動の意義について確認することとなりました。

この計画では、「『友のように いつも そばに 一冊の本を』～本との出会い、本から拓く 思いやり 心のつながりを大切に～」をスローガンに掲げました。本計画の策定にあたり、県の子ども読書活動の推進にご協力をいただいております「神奈川県子ども読書活動推進会議」の委員の方々をはじめ、県民の皆さまから貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対し深く感謝申し上げます。

令和6年3月

神奈川県教育委員会

目 次

	ページ
第1章 子どもの読書活動をめぐる動向について	1
Ⅰ 子どもにとっての読書活動の意義	1
Ⅱ 子どもの読書活動をめぐる国・本県・県内市町村の動向	2
1 国と本県の動向	
2 県内市町村の動向	
Ⅲ 子どもの読書活動の状況	4
1 本県の子どもの読書活動の状況	
2 読書環境の変化	
第2章 「第四次神奈川県子ども読書活動推進計画」期間における取組の成果と課題について	6
Ⅰ 取組の成果	6
1 基本方針1「子どもが読書に親しむことを支える人づくり」	
2 基本方針2「子どもが読書に親しむための環境づくり」	
3 基本方針3「子どもが読書に親しむための情報収集・発信」	
Ⅱ 課題	12
第3章 第五次計画の基本的な考え方と推進体制	13
Ⅰ 基本的な考え方	13
1 スローガン	
2 めざす子どもの姿	
3 第五次計画の目標	
4 基本方針	
(1) 子どもが読書に親しむための環境づくり	
(2) 子どもが読書に親しむことを支える人づくり	
(3) 子どもが読書に親しむための情報収集・発信	
5 4つの方策	
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	
(3) 学校等における子どもの読書活動の推進	
(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進	
6 取組の期間	
Ⅱ 推進体制	17
1 県の推進体制	
(1) 神奈川県子ども読書活動推進会議等の開催及び啓発	
(2) 社会教育主事会議等における検討	
2 市町村との連携・協力体制	
(1) 県と市町村生涯学習・社会教育主管課を対象とした会議を活用した連携・協力	
(2) ホームページ「かながわ読書のススメ」の活用	
3 専門・関係機関及び団体等との連携・協力体制	

第4章 子どもの読書活動推進のための取組	19
I 重点取組	19
1 多様な子どもたちの読書機会の確保	
2 デジタル社会に対応した読書環境の整備	
3 子どもの視点に立った読書活動の推進	
II 具体的取組	21
1 子どもが読書に親しむための環境づくり	21
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	
ア 図書館における環境づくり	
イ 公民館等における環境づくり	
(3) 学校等における子どもの読書活動の推進	
ア 学校図書館を利用した読書活動の推進	
イ 学校等と専門・関係機関及び団体等との連携における読書活動の推進	
(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進	
ア 多様な子どもに向けた読書活動の推進	
イ 大学等とのかかわりにおける読書活動の推進	
ウ 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進	
2 子どもが読書に親しむことを支える人づくり	32
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	
ア 図書館等における人づくり	
イ 公民館等における人づくり	
(3) 学校等における子どもの読書活動の推進	
ア 学校等における成長に応じた子どもの読書活動の推進	
(ア) 幼稚園等における読書活動の推進	
(イ) 小学校・中学校における読書活動の推進	
(ウ) 高等学校等における読書活動の推進	
(エ) 特別支援学校における読書活動の推進	
イ 子どもの読書への関心を高める取組	
(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進	
ア 多様な子どもに向けた読書活動の推進	
イ 企業等とのかかわりにおける読書活動の推進	
ウ 関係機関及び団体等における読書活動の推進	
3 子どもが読書に親しむための情報収集・発信	41
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	
(3) 学校等における子どもの読書活動の推進	
(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進	
III 第五次計画の体系	48

本計画での用語の内容

用語	内容
子ども	0歳から概ね18歳までの者
幼稚園等	幼稚園、保育所、認定こども園
学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び義務教育学校
学校等	保育所、認定こども園及び学校
県立高等学校等	県立高等学校及び県立中等教育学校
高等学校等	県立高等学校、県立中等教育学校、市立高等学校、私立高等学校及び私立中等教育学校
県立図書館	神奈川県立図書館
県立の図書館	神奈川県立図書館及び神奈川県立川崎図書館
市町村立図書館	市町村が設置した図書館(公民館図書室を含む)
公立図書館	県立の図書館及び市町村立図書館
学校図書館	学校に設置されている図書館
学校図書館ボランティア	学校の読書活動にかかわるボランティア
読書ボランティア	地域の読書活動や市町村立図書館にかかわるボランティア及び学校図書館ボランティア
司書教諭	所定の機関で司書教諭講習を受講し、学校図書館の管理や読書指導などを行う教諭または総括教諭
学校司書	司書資格をもち、学校図書館にかかわる業務を担当する職員(学校図書館司書)
学校図書館担当職員	司書資格をもたず、学校図書館にかかわる業務を担当する職員
児童サービス	図書館における子ども向けサービスの総称

第1章 子どもの読書活動をめぐる動向について

I 子どもにとっての読書活動の意義

読書をとおして、子どもは想像力を鍛え、人とのコミュニケーションの基礎や他者への思いやりの心をはぐくむことができます。また、多くの知識を得ることや多様な文化や考え方にふれることで、学ぶ楽しさや知る喜びを得ることもできます。読書は、子どもの成長にとって大きな意義をもつものであり、自立した一人の人間としての人格の形成に大変重要なものです。

例えば、乳幼児期の子どもに、心を込めて本を読むことで、読み手から愛情を感じ取り、人への信頼感や情緒の安定を得るだけでなく、物語の言葉や登場人物の感情をとおして、読み手とのコミュニケーションを深めます。

また、児童期の子どもは、今の自分と本の中の登場人物を重ね合わせていたものが、成長する過程の中で、次第にその人物を客観的にとらえられるようになり、青年期になると、さらに、自分の将来と関連づけ、社会の一員としての自分の姿を考えるようになり、読書を将来に役立てるようになります。

こうしたことから、子どもの読書活動を推進し、すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことが重要です。

II 子どもの読書活動をめぐる国・本県・県内市町村の動向

1 国と本県の動向

子どもの読書活動をめぐる国及び本県の主な動向は、次のとおりです。

年 月	国・県	内 容
平成 13 年 12 月	国	「子どもの読書活動の推進に関する法律」の公布・施行
平成 14 年 8 月	国	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定
平成 16 年 1 月	県	「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
平成 17 年 7 月	国	「文字・活字文化振興法」の公布・施行 ・学校教育において、読む力、書く力及び言語力の涵養についての規定
平成 18 年 12 月	国	「教育基本法」の改正 ・「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う」ことを目標に規定
平成 19 年 6 月	国	「学校教育法」の改正 ・（平成 18 年の教育基本法の改正を受け）「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養う」ことを目標に規定
平成 20 年 3 月	国	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）の策定 学習指導要領の告示（小学校・中学校） ・言語活動の充実を図ることとし読書活動の充実を規定 幼稚園教育要領の告示 保育所保育指針の告示
平成 20 年 6 月	国	「図書館法」の改正 ・司書の資格要件の見直し ・司書等の資質向上のための研修の実施についての規定
平成 21 年 3 月	国	学習指導要領の告示（高等学校・特別支援学校） ・言語活動の充実を図ることとし読書活動の充実を規定
平成 21 年 7 月	県	「かながわ読書のススメ～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
平成 22 年	国	「国民読書年」の取組（平成 20 年 6 月 国会決議）
平成 25 年 5 月	国	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次）の策定
平成 26 年 4 月	県	「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
	国	幼保連携型認定こども園教育・保育要領の告示

年 月	国・県	内 容
平成 26 年	国	学校図書館法の改正 ・専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化 ・学校司書への研修等の実施について規定
平成 29 年 3 月	国	学習指導要領の告示（小学校・中学校） ・総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定 幼稚園教育要領の告示 保育所保育指針の告示 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改正
平成 29 年 4 月	国	特別支援学校学習指導要領の告示（小学部・中学部） ・総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定 特別支援学校教育要領の告示（幼稚部）
平成 30 年 3 月	国	学習指導要領の告示（高等学校） ・総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定
平成 30 年 4 月	国	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次）の策定
平成 31 年 3 月	県	「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
令和元年 6 月	国	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の公布・施行
令和 4 年 1 月	国	第 6 次「学校図書館整備等 5 か年計画」の策定
令和 5 年 3 月	国	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第 5 次）の策定
令和 5 年 4 月	国	「こども基本法」施行

2 県内市町村の動向

令和 5 年 3 月現在、県内 33 のすべての市町村では、子どもの読書活動の推進に向けた取組が進められるよう、子ども読書活動推進計画を策定したり、又は、市町村の上位計画の中に位置づけられたりしています。

Ⅲ 子どもの読書活動の状況

1 本県の子どもの読書活動の状況

令和5年度の「平日の一日の読書量が10分以上の児童・生徒の割合」については、小学生は59.2%、中学生は44.6%、高校生は27.5%であり、学校段階が進むにつれて減少傾向が見られ、小学生・中学生については全国平均を下回りました。

また、第四次計画期間（令和元年度～令和5年度）の「平日の一日の読書量が10分以上の児童・生徒の割合」については、中学生・高校生は大きな増減はありませんでしたが、小学生は令和元年度と令和3年度の比較において5ポイントの減少がみられ、全国においても同様の傾向がみられました。

令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施された、各学校の一律臨時休業等により、児童・生徒による学校図書館へのアクセスが一定期間制限されるとともに、一斉読書や図書の読み聞かせ等の読書活動及び読書活動推進のための取組の実施が困難になりました。また、市町村立図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされ、図書館も含めて地域で行われていた読み聞かせ等の読書活動推進のための取組の実施が学校同様に困難になりました。こうした状況は、小学生の読書量の減少に影響を与えた可能性があります。

＜平日の一日の読書量が10分以上の児童・生徒の割合＞ (％)

		H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学生	神奈川県	65.2	63.2	—	58.2	58.2	59.2
	全国平均	66.2	65.7	—	61.2	59.6	60.0
中学生	神奈川県	46.4	43.4	—	43.6	42.5	44.6
	全国平均	53.5	50.4	—	50.1	48.6	49.4
高校生	神奈川県	27.9	27.9	28.5	28.2	27.5	27.5

※小学生・中学生は文部科学省「全国学力・学習状況調査」、高校生は県教育委員会「読書調査」より

※本計画の目標は、文部科学省の全国学力・学習状況調査の質問事項に基づいて設定しており、同調査では、「教科書や参考書、漫画や雑誌は除く」としているため、本計画における「読書」については、原則として同様に考えています。

2 読書環境の変化

子どものインターネットの利用率は、「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府調査）によると、平成30年度は9歳以下が56.9%、10歳～17歳が93.2%であるのに対し、令和4年度は9歳以下が74.4%、10歳～17歳が98.5%であり、第四次計画期間で増加が見られました。インターネットが普及したことにより、書籍へのアクセスの利便性は増し、いつでも、どこでも紙の書籍や電子書籍を購入したり借りたりして、本を読むことができるようになりました。さらに、国のGIGAスクール構想の推進により学校のICT環境が整備され、読書を始めるきっかけが広がっていると同時に、とりわけ、障がいのある子どもや日本語を母語としない子どもにとって、自由で自主的な読書環境の向上に役立っています。

その一方で、令和4年度と同調査によると、インターネットの主な利用内容は、9歳以下は「動画を見る」93.4%、「ゲームをする」60.6%、「勉強をする」36.6%、10歳～17歳は「動画を見る」92.9%、「ゲームをする」83.0%、「検索する」84.5%、「投稿やメッセージを交換する」69.9%、「勉強をする」72.1%であるのに対して、「読書をする」は9歳以下が2.4%、10歳～17歳が14.6%であり、インターネットの普及は子どもの読書環境に大きな影響を与えています。

さらに、「1か月の間に一冊も本を読まない」大人の割合については、「国語に関する世論調査」（文化庁委託調査）によると、平成25年度は47.5%であるのに対し、平成30年度は47.3%でした。また、「自分の読書量を増やしたい」と思う大人の割合については、平成25年度は66.3%であるのに対し、平成30年度は60.4%でした。子どもの読書習慣を形成するためには、家庭や地域での取組が必要であることから、大人の読書活動についても啓発していく必要があります。

第2章 「第四次神奈川県子ども読書活動推進計画」期間における取組の成果と課題について

I 取組の成果

本県は、平成31年3月に「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定し、3つの基本方針のもと、「家庭」「地域」「学校等」「専門・関係機関及び団体等」が緊密に連携を図ることで、様々な取組を進めてきました。

1 基本方針1「子どもが読書に親しむことを支える人づくり」

(1) 家庭における子ども読書活動推進の取組の成果

ア 毎月第1日曜日を「ファミリー読書の日」と位置づけ、平成23年度から「ファミリー・コミュニケーション運動¹」におけるイベントや、子どもの読書活動にかかわる図書館・公民館等の職員、読書ボランティア、教職員等を対象とする研修会等で、「ファミリー読書の日」の周知や子ども読書活動の重要性についての普及啓発を行いました。

市町村における「ファミリー読書」に関する取組も少しずつではありますが増加しています。

H30（7市町村） ⇒ R4（11市町村） <R5取組状況調査より>

イ ブックスタート関連事業（保護者に絵本を渡す「ブックスタート事業²」、または、乳幼児期の保護者へ読書活動の必要性を伝える活動）は32市町村、セカンドブック関連事業（乳幼児健診や小学校入学時等に、年齢にあった絵本を渡す「セカンドブック事業³」）は17市町村で実施されました。

<R5取組状況調査より>

¹ ファミリー・コミュニケーション運動 … 神奈川県教育委員会がいじめや暴力行為等の未然防止を目的に推進する運動で、家庭内でコミュニケーションを大切に、子どもたちが自分の気持ちを素直に表現する力や相手を思いやる気持ちをはぐくむことをめざします。

² ブックスタート事業 … 平成4（1992）年にイギリスで始まった保護者に絵本を渡す事業で、赤ちゃんに対して絵本を読み聞かせ、親子の心のかよい合いを深めることを目的にしています。日本においても市町村を中心に、乳幼児健診時などに絵本を渡し、子どもと本をつなぐ機会となっています。

³ セカンドブック事業 … 赤ちゃんの誕生後に送る「ブックスタート」に加え、乳幼児健診や小学校入学時等に、年齢にあった絵本を新たに渡す取組のことで、子どもの読書習慣の形成が期待されています。

(2) 地域における子ども読書活動推進の取組の成果

- ア 子どもの読書活動にかかわる図書館・公民館等の職員、読書ボランティア、教職員等を対象に県立図書館が研修会を実施し、子どもの読書をめぐる状況、読み聞かせ等の手法、参考となる実践事例等を情報提供することで、市町村における読書ボランティアや指導者の養成促進の支援をしました。
- イ 県立図書館と神奈川県図書館協会⁴とで子ども読書関連の研修を実施し、専門的な知識の習得や情報交換を行うことなどで、子ども読書に関わる職員の育成に取り組みました。
- ウ 公民館担当者等を対象とした研修会等において子ども読書活動に関する情報提供を行うことで、公民館図書室や公民館講座での取組を支援しました。

(3) 学校等における子ども読書活動推進の取組の成果

- ア 公立幼稚園・認定こども園の新規採用職員を対象に、「絵本の魅力」や「読み聞かせ」に関する研修講座を実施し実践的指導力と意欲を養うことができました。
- イ 小学校・中学校では、保護者や地域の方々を中心とした学校図書館ボランティアを導入し、読み聞かせやおはなし会などの活動が促進されました。また、司書教諭、学校司書、学校図書館担当職員、学校図書館ボランティアと子どもたちとで協働して、学校図書館のレイアウトを充実させたり、読書を推進させるために季節に応じた企画を考案したりするなどの活動も見られました。
- ウ 学校司書の配置率が高まりました。そして、学校司書と司書教諭とが連携し、学習活動の支援、書架整理やレファレンス⁵を行うことで、児童・生徒の学校図書館のさらなる利用につながっています。

◇学校司書の配置率（％）

小学校	H28 (93.6%)	⇒	R 2 (95.6%)
中学校	H28 (78.5%)	⇒	R 2 (92.3%)
高等学校	H28 (99.4%)	⇒	R 2 (99.4%)

<R 2 学校図書館の現状に関する調査より>

⁴ 神奈川県図書館協会 … 神奈川県図書館協会（K L A）は、昭和3（1928）年に設立されました。県内の公共図書館、大学図書館、専門図書館などの図書館が加盟し、調査研究や広報活動、図書館職員の研修など、図書館の発展と利用者サービス向上のため、多彩な活動を展開しています。

⁵ レファレンス … 日本語では「参考調査」「調査相談」などと言われます。情報を求めている利用者に対して、図書館職員等がサービスを提供する個人的な支援のことを言います。

エ 特別支援学校では、ボランティアによる本の読み聞かせを実施しており、読み聞かせを楽しみにしている子どもの様子が見られ、読書活動への興味関心が窺えました。

オ 子どもが読書への興味・関心が高められるような活動をまとめた「取組事例ガイドブック」を作成し、読書活動を行う際の参考として活用いただきました。

(4) 専門・関係機関及び団体等における子ども読書活動推進の取組の成果

ア 視覚障がいのある方の読書活動を支援するボランティアを養成するため、点訳や録音等のボランティア養成講座を行いました。

イ 学校や家庭、地域で活動するPTA等の社会教育関係団体の会議や研修会、大会等において、取組を紹介し、子どもの読書活動の必要性について啓発を図りました。

(5) 子ども読書活動の普及啓発の推進における成果

ア 中学1年生の保護者を対象とした「家庭教育ハンドブック すこやか⁶」において、家庭による子どもの読書習慣の形成についての啓発を行うとともに、読書の身近な手引書としていただくため、「かながわ子どものためのブックリスト⁷」(抜粋)を紹介しました。

イ 幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等における取組事例等を、「取組事例ガイドブック」「学校図書館ボランティアハンドブック」に掲載し、研修会や会議等で情報提供しました。

⁶ 家庭教育ハンドブックすこやか … この冊子は、かながわ教育ビジョンで提唱している「心ふれあう しなやかな 人づくり」の一環として、中学1年生の保護者の皆さんを対象に、家庭教育のヒントになることを願って作成されたものです。

⁷ かながわ子どものためのブックリスト … 県内の幼稚園・こども園の園児、小学校の児童、中学校・高等学校の生徒の皆さんが推薦した「友だちにすすめたい好きな本」と教職員・保護者の方々が子どもたちにすすめたい「子どもに読んでほしい本」をあわせて作成したものです。

2 基本方針2「子どもが読書に親しむための環境づくり」

(1) 家庭における子ども読書活動推進の取組の成果

「かながわ子どものためのブックリスト⁸」において、漫画や動画（アニメーション、映画）の原作を紹介することで、今後の読書へのきっかけづくりとしました。

(2) 地域における子ども読書活動推進の取組の成果

ア KL-NET（神奈川県図書館情報ネットワーク）⁹には、市町村立図書館を含め106館が参加しています。

イ 市町村立図書館における子ども関連のホームページ数が増え、図書館が行っているサービスや行事等の情報を調べやすくなりました。

H30（19市町村） ⇒ R4（22市町村） <R5取組状況調査より>

(3) 学校等における子ども読書活動推進の取組の成果

ア これから学校図書館で活動を始めようとする方や始めたばかりの方のための入門書となる「学校図書館ボランティアハンドブック」を改訂し、学校図書館の利活用の促進の一助としました。

イ 県立高等学校等において、蔵書管理ソフトやカーリル¹⁰提供の学校図書館支援サービスを活用し、生徒が図書館の蔵書を自分の端末やスマートフォンで検索できるようにすることによって、生徒が自ら読書をする意欲を高めました。

ウ 県立特別支援学校において、電子機器の整備・更新等を行い、子ども一人ひとりのニーズに応じた読書活動促進へのきっかけづくりが行われました。

エ 県立図書館では、県立高等学校等の学校図書館における蔵書のデータを統合した総合目録を構築し、県立高校図書館の所蔵する図書を一括して検索し、図書館相互の貸借を行う「神奈川県内高等学校等図書館相互貸借システム」を運営しています。また、県立高等学校等の要望に応じて資料貸出やレファレンス¹¹対応を行うことにより、調べ学習等に必要な専門的資料や情報を提供するなど教育活動への支援を行いました。その結果、県立高等学校等では、令和4年度は延べ1,236校が相互貸借を実施しました。

⁸ かながわ子どものためのブックリスト … 8ページ参照

⁹ KL-NET（神奈川県図書館情報ネットワーク）… 図書館業務のシステム化に加え、横断検索・相互貸借など、市町村図書館、大学図書館、高校図書館、専門図書館等と幅広く連携できる機能を備えた、図書館サービスの推進を目的としたコンピュータ・システムです。

¹⁰ カーリル … 全国の図書館の蔵書情報と貸し出し状況を検索することができるサービスです。

¹¹ レファレンス … 7ページ参照

(4) 専門・関係機関及び団体等における子ども読書活動推進の取組の成果

ア 市町村立図書館等において、障がいのある子どもに向けた取組、日本語を母語としない子どもに向けた取組が増加しました。

障がいのある子どもに向けた取組 H30（17市町村）⇒R4（19市町村）

日本語を母語としない子どもに向けた取組 H30（13市町村）⇒R4（16市町村）

<R5取組状況調査より>

イ 「取組事例ガイドブック」「かながわ子どものためのブックリスト¹²」「学校図書館ボランティアハンドブック」において、専門機関や特別支援学校の取組等を紹介し、支援を要する子どもへの読書活動を推進しました。

(5) 子ども読書活動の普及啓発の推進における成果

「かながわ子どものためのブックリスト」、神奈川県児童福祉審議会¹³推薦の優良図書のリーフレット、県立高等学校等における必読書・推薦書を紹介し、本を選ぶ際の一助として、県民の皆様にご利用いただきました。

また、「かながわ子どものためのブックリスト」では、「友だちにすすめたい好きな本」について、県内の幼稚園・認定こども園児、小学生、中学生、高校生に好きな本のアンケートを行い、推薦数上位の本を紹介することで、読書の主体となる子どもの意見を取り入れました。

¹² かながわ子どものためのブックリスト … 8ページ参照

¹³ 神奈川県児童福祉審議会 … 神奈川県児童福祉審議会とは、児童福祉法に基づき設置された県の附属機関です。この審議会には6つの部会があり、そのうちの一つである「社会環境部会」で、児童の健全育成に資するものと期待できる図書を優良図書として推薦しています。

3 基本方針3「子どもが読書に親しむための情報収集・発信」

(1) 家庭における子ども読書活動推進の取組の成果

「ファミリー読書の日」(毎月第1日曜日)、「子ども読書の日」(4月23日)のような子ども読書に関する日の周知を進め、子どもの読書活動の重要性について啓発しました。

(2) 地域における子ども読書活動推進の取組の成果

県内33市町村の子ども読書に係る取組状況調査の結果をホームページに掲載し、県内市町村における子ども読書に係る取組を誰もが閲覧し、参考としていただけるようにしました。

(3) 学校等における子ども読書活動推進の取組の成果

小学校、中学校、高等学校の「平日の一日の読書量が10分以上の児童・生徒の割合」を把握するとともに、優れた取組事例を収集し、研修会や会議等で情報提供しました。

(4) 専門・関係機関及び団体等における子ども読書活動推進の取組の成果

文部科学省が主催する「子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)表彰」において表彰を受けた団体等の活動を、県立図書館が主催する「子ども読書活動推進フォーラム¹⁴」や生涯学習指導者研修「読書活動実践コース」等において紹介することで、読書活動の推進を図りました。

(5) 子ども読書活動の普及啓発の推進における成果

県ホームページ内の「かながわ読書のススメ¹⁵」において、読書活動の参考となる冊子やお薦めの本等を紹介し、子ども読書活動の推進の参考としていただけるようにしました。

¹⁴ 子ども読書活動推進フォーラム … 神奈川県の子どもの読書活動推進計画の策定に合わせて平成16年度から毎年開催している、子どもたちの読書活動を推進するためのフォーラムです。

¹⁵ かながわ読書のススメ … 神奈川県の子どもの読書活動に関する情報を提供しているホームページです。アドレス <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/dokushonosusume.html>

II 課題

- 1 第四次計画の目標である「平日の一日の読書量が10分以上の児童・生徒の割合」は、小学生、中学生、高校生のいずれの学校段階でも、目標値までの改善は図られず、小学校・中学校においては全国平均を下回っている状況です。

<平日の一日の読書量が10分以上の児童・生徒の割合> (%)

	第四次計画の目標値	神奈川県実績値	全国平均実績値
小学生	69	59.2 (65.2)	60.0 (66.2)
中学生	53	44.6 (46.4)	49.4 (53.5)
高校生	30	27.5 (27.9)	—

※小・中学生は「令和5年度全国学力・学習状況調査」、高校生は県教育委員会「令和5年度読書調査」より

※（ ）は平成30年度数値

- 2 数値目標の達成状況以外に、神奈川県子ども読書活動推進委員等より次のようなご意見をいただきました。
- 多様な子どもの読書活動の支援が必要である。
 - 電子書籍やICTを利用した読書活動については、子どもの健康に配慮しつつ、発達段階や子どもの状況等に応じた活用方法を考える必要がある。
 - 子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見を反映した読書活動の推進が必要である。
 - ホームページの活用などにより大人に対する周知・啓発の工夫を行うとともに、子どもに対する情報発信についても、GIGAスクール構想¹⁶等の進展を踏まえてICTの活用により行う必要がある。

¹⁶ GIGAスクール構想 … GIGAスクール構想とは、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、子どもたちの資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することです。整備された1人1台端末を利活用し、子どもたち一人ひとりに応じた学びの実現につなげていきます。

第3章 第五次計画の基本的な考え方と推進体制

本県では、「第四次計画」（平成31年3月策定）の取組状況や課題、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次基本計画）の策定（令和5年3月）等を踏まえて、次のとおり「かながわ読書のススメ～第五次神奈川県子ども読書活動推進計画～」(「第五次計画」)を策定します。

I 基本的な考え方

1 スローガン

「友のように いつも そばに 一冊の本を 」
～本との出会い、本から拓く 思いやり 心のつながりを大切に～

このスローガンには、日常生活の中で本をそばに置くことで、子どもが本を身近に感じ、生きていく友とし、道しるべにしてほしいという思いが込められています。子どもたちが本と出会い、本とのつながりを大切にすることで、より深く豊かに生きる力を身に付けてほしいとの願いを込めています。

2 めざす子どもの姿

◇本との出会いを楽しみにする子

読書によって得られる、さまざまな発見や新しい世界との出会いは、新たな本への興味・関心を高めます。子どもが自ら本にふれ、本を読みたいと思うような、本との出会いを楽しみにする子どもの育成をめざします。

◇本から学び、知ることの喜びを感じる子

読書習慣を身につけ、学ぶことや知ることの喜びを、読書を通じて感じることができる子どもの育成をめざします。

◇本から感じ、思いやりの心を養い育てる子

読書をすることで、他者に共感し、人の痛みや人と人とのつながりの大切さを感じとるなど、思いやりの心を養い育てることができる子どもの育成をめざします。

◇本を糧とし、自立した人間として生きる力につなげる子

本からの学びは、人生を力強くより深く豊かに生きるためのヒントとなります。読書により、自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことができる子どもの育成をめざします。

◇本を生活に活かし、社会とかかわる子

読書で得られるものは、知識や人格の向上だけでなく、社会への窓口、社会とかか

わる手段ともなります。読書により得られた力で社会とかかわることにより、自己を成長させ、将来、社会に貢献できるような子どもの育成をめざします。

3 第五次計画の目標

「平日の一日の読書量が10分以上の子どもの割合」

第4次計画の目標を継続して、小学生 69%、中学生 53%、高校生 30%とする。

4 基本方針

(1) 子どもが読書に親しむための環境づくり

子どもが読書に親しむためには、子どもが、それぞれ、好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動が行うことができる「環境づくり」を推進する必要があります。友のように、日常生活において本が身近にあることにより、本とのつながりを大切に感じることができます。

家庭、地域、学校等、専門・関係機関及び団体等における取組の充実を図り、すべての子どもたちが、いつでも読書活動の恩恵を受けられる「環境づくり」を進めます。

(2) 子どもが読書に親しむことを支える人づくり

子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけるためには、子どもの成長に応じ、切れ目ない個別最適な読書活動を推進する必要があります。また、子どもがよりよい本と出会い、読書のきっかけをつくるためには、子どもと本をつなぐ大人のかかわりが重要です。多様な子どもの意見を取組に反映し、子どもの視点に立った読書活動やデジタル社会に対応した読書活動を行うために、子どもと本をつなぐ大人が子ども読書活動推進について学び、交流する機会が必要です。

子どもが読書に親しみ、自ら進んで本とのかかわりをもつことができるよう、子どもを取り巻く読書環境の変化に、柔軟に対応できる人材の育成に努め、子どもが読書活動に親しむことを支える、「人づくり」を進めます。

(3) 子どもが読書に親しむための情報収集・発信

子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発に努め、機運の醸成を図る必要があります。近年のGIGAスクール構想¹⁷等の進展を踏まえ、地域の実情に応じて、ICTを活用した多様な情報発信の取組が期待されています。

そこで、子どもの読書活動の取組について情報収集を行い、子どもの読書活動の意義や重要性と併せて、家庭、地域、学校等、専門・関係機関及び団体等に情報発信し、普及啓発に取り組みます。

¹⁷ GIGAスクール構想 … 12 ページ参照

5 4つの方策

基本方針に基づき、子どもの読書活動を推進するための具体的方策・取組を、次の4つの柱で進めます。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常生活をとおして形成されるものであり、保護者が積極的に役割を果たしていくことが必要なため、そのための環境づくり、人づくり、情報提供等を進めます。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

地域住民の学習活動を支える図書館や公民館等は、地域における子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を果たしており、そのための環境づくり、人づくり、情報提供等を進めます。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

多様な背景を持つ子どもの状況を踏まえ、すべての子どもの読書活動を支援し、読書の質を高めていくために、学校はかけがえのない大きな役割を担っており、そのための環境づくり、人づくり、情報提供等を進めます。

(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供する専門・関係機関及び団体等の役割は重要であり、そのための環境づくり、人づくり、情報提供等を進めます。

6 取組の期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度（5年間）

II 推進体制

1 県の推進体制

(1) 神奈川県子ども読書活動推進会議¹⁸等の開催及び啓発

神奈川県子ども読書活動推進会議では、第五次計画に基づく事業・施策等の取組状況を把握し、効果的な方策について研究協議を行うことで、計画の推進を図ります。また、県の関係課等で構成するワーキング・グループ¹⁹を設置し、事業・施策等の進捗状況の検証や、関係各課における推進に向けた啓発を行います。

(2) 社会教育主事会議²⁰等における検討

県の社会教育主事等で構成する社会教育主事会議において、効果的な研修のあり方を協議し、また、県の指導主事の会議においても、学校と地域が連携した取組や学校図書館の活用について情報提供を行い、好事例を通じて成果を広げていきます。

2 市町村との連携・協力体制

(1) 県と市町村生涯学習・社会教育主管課を対象とした会議を活用した連携・協力

県と市町村生涯学習・社会教育主管課との会議では、県及び各市町村の取組状況を共有するとともに、共通の課題について協議するなど、県と市町村との連携・協力体制を強化していきます。

(2) ホームページ「かながわ読書のススメ²¹」の活用

県が開設しているホームページ「かながわ読書のススメ」を活用し、市町村の取組の紹介や、子どもの読書活動にかかわる情報を積極的に発信・提供していきます

¹⁸ 神奈川県子ども読書活動推進会議 … 平成15年に設置された組織で、神奈川県図書館協会、神奈川県書店商業組合など16機関・団体等で構成されています。

¹⁹ ワーキング・グループ … 子ども教育支援課、次世代育成課など県の6課1機関で構成する組織です。

²⁰ 社会教育主事会議 … 県の社会教育の推進に向け、さまざまな施策について協議を行う組織です。

²¹ かながわ読書のススメ … 11ページ参照

3 専門・関係機関及び団体等との連携・協力体制

P T Aや神奈川県公民館連絡協議会²²、神奈川県図書館協会²³等の社会教育関係団体や、N P O法人等の子どもの読書活動にかかわる団体、福祉関係部局等との連携強化を図ります。また、子どもの読書活動の意義について、より理解を深めるため神奈川県ライトセンター²⁴や神奈川県立地球市民かながわプラザ（あーすぷらざ）²⁵等の専門・関係機関に対し、積極的な情報提供や協働による取組の推進に努めます。

²² 神奈川県公民館連絡協議会 … 神奈川県公民館連絡協議会は昭和 27（1952）年に設立されました。公民館相互の連携を図り、公民館活動の振興に努め、社会教育の進展に寄与することを目的に活動を展開しています。

²³ 神奈川県図書館協会 … 7 ページ参照

²⁴ 神奈川県ライトセンター … 神奈川県ライトセンターは、視覚障がい者及び視覚による表現の認識に障がいのある方々のために、全国ネットの「サピエ」を活用した図書の相互貸借システムや郵送等による貸出サービスを行っています。

²⁵ 神奈川県立地球市民かながわプラザ（あーすぷらざ） … 平成 10 年、神奈川県が「子どもの豊かな感性の育成」「地球市民意識の醸成」「国際活動の支援」を目的に設置した総合的な学習施設です。映像ライブラリーは、子どもから大人まで幅広い世代の方々の利用を目的とした専門図書室で、国際理解、環境、平和についての図書やDVDをそろえています。

第4章 子どもの読書活動推進のための取組

基本方針に基づき、子どもの読書活動を推進するため、次の3つを重点として取組を進めます。

I 重点取組

1 多様な子どもたちの読書機会の確保

神奈川県において、特別支援学級に在籍する子どもや、通級による指導を受けている子どもは増加してきています。また、不登校の子どもも増加してきています。日本語指導を必要とする子どもや、相対的貧困状態にあるとされる子ども等を含め、多様な子どもたちのニーズを適切に把握し、すべての子どもが本に親しむことができる読書環境を整備することが重要です。すべての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるために重点取組とし、多様な子どもたちの読書の機会の確保を推進します。

2 デジタル社会に対応した読書環境の整備

子どもたちを取り巻く読書環境は多様化しており、電子書籍やオーディオブック²⁶などの普及により、紙媒体の書籍のみならず読書を楽しむことができます。また、神奈川県内の学校においては、国が進めるGIGAスクール構想²⁷により、1人1台端末が整備され、積極的に授業等で活用されています。情報端末の特性を生かし、子どもたちが主体的に本に触れられるきっかけづくりを進めていくことが期待されています。

さらに、デジタル技術の活用は、視覚障がいのある方や、日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための多言語対応等、多様な子どもたちがいつでも、どこでも主体的に読書に親しむために有効であることから重点取組とし、デジタル社会に対応した読書環境の整備を推進します。

3 子どもの視点に立った読書活動の推進

本計画は、「友のように いつも そばに 一冊の本を」をスローガンとして掲げ、子どもがいつでも読書に親しむことができる、日常生活における読書環境づくりを大切にしています。このような読書環境を整備したうえで、本計画がめざす子どもの姿を実現していくためには、子どもが主体的に読書活動に関わる必要があります。子どもが自ら本に触れ、本を読みたいと思うような取組には、子どもの視点に立つことが求められます。

²⁶ オーディオブック … ナレーターや声優が朗読した本などの音声を、自分のパソコンやスマートフォンで聞くことのできる音声コンテンツです。

²⁷ GIGAスクール構想 … 12ページ参照

令和5年4月に「こども基本法²⁸」が施行され、子ども読書活動推進にあたっては、多様な子どもの意見を取組に反映させる等、子どもの視点に立った読書活動の推進が大切であることから重点取組とし、子どもの意見を取組に反映させるよう努めます。

²⁸ こども基本法 … 全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした基本法です。令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

II 具体的取組

1 子どもが読書に親しむための環境づくり

子どもが本と出会い、本に親しむ環境をつくるには、大人が子どもに対して、本と親しむ場を積極的に提供していく必要があります。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭における子ども読書活動の推進においては、多様な子どもがおり、多様な家庭状況があることに配慮し、様々な機関が連携・協力して、状況に応じた必要な支援を行うことが重要です。

○ ファミリー読書の推進

家庭は子どもが本と初めて出会う大切な場です。家庭における子どもの読書活動の意義や重要性について、家庭での読書活動例の紹介などにより、広く理解してもらうことが大切です。県が令和5年度に行った中高生からの意見聴取によると、親が読書家であることや、親からの読み聞かせがきっかけで本をよく読むようになったという生徒の意見が多くありました。子どもの読書活動推進にあたっては、子どもの周りの大人の読書環境も重要です。

そこで、第四次計画に引き続き、毎月第1日曜日を「ファミリー読書の日」として位置づけ、各種研修会やPTAの会議等あらゆる機会をとらえて、ファミリー読書の重要性を周知します。また、学校や公立図書館、関係機関等と連携し、各機関が発行する情報誌やチラシ、新聞紙上等にファミリー読書の記事を掲載し、ファミリー読書の一層の推進を図ります。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

ア 図書館における環境づくり

図書館は、読書バリアフリー法²⁹、読書バリアフリー基本計画³⁰、図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示）を踏まえ、ICTを積極的に活用しつつ、子どもや保護者が本に関心をもち、親しむ機会を多くもてるよう、大型絵本³¹やLLブック³²（やさしく読める本）、多言語の本、音の出る本や光の出る本の充実を図る等、すべての子どもや保護者が本にアクセスできる読書環境を整備することが求められています。

²⁹ 読書バリアフリー法 … 障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。さまざまな障害のある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指しています。令和元年6月に成立し施行されました。正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」です。

³⁰ 読書バリアフリー基本計画 … 読書バリアフリー法第7条に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文部科学大臣及び厚生労働大臣が共同で令和2年7月に策定した計画です。正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」です。

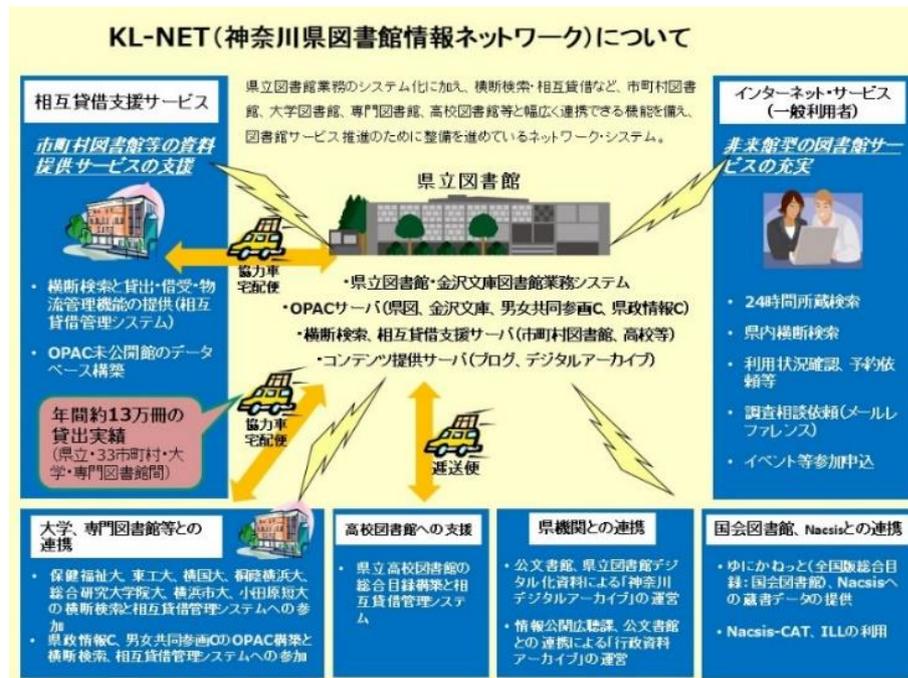
³¹ 大型絵本 … 一度に大勢の子どもたちを対象に読み聞かせをするために、作者の許可を得て拡大製作された大きなサイズの絵本です。ビッグブックとも言います。

³² LLブック … やさしい言葉で分かりやすく書かれた本です。ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使うなどの工夫により、理解を助けています。スウェーデン語で“やさしく読める”を意味する「lattlast」という語の略からLLブックと言います。

○ 県域の図書館ネットワークの推進

県立の図書館は、大学等にKL-NET(神奈川県図書館情報ネットワーク)³³への参加を促すことにより、その拡充を図るとともに、県民に「横断検索システム」の利便性について周知し、活用の促進に取り組みます。

≪KL-NET(神奈川県図書館情報ネットワーク)説明図≫



○ 市町村立図書館における子ども向けのホームページの開設や、SNS³⁴による子ども読書活動推進のための情報発信の促進

子どもや保護者が読書への関心を高めていくためには、図書館のホームページに子ども向けのページを設け、図書館が行っているサービスや行事の案内、ブックリストの紹介、取組に対する子どもの意見の紹介などを行うことが有効です。県が令和5年度に行った中高生からの意見聴取によると、SNSを活用した読書活動の情報発信は効果的であるという生徒の意見が多くありました。

そこで、市町村立図書館に対して、子ども向けのページにかかわる取組事例の情報提供を行ったり、会議等の場を通じて働きかけたりすることにより、子ども向けのページの開設の促進やSNSの活用等、子ども読書活動推進のための情報発信を促進していきます。

³³ KL-NET(神奈川県図書館情報ネットワーク) … 9ページ参照

³⁴ SNS … ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことで。

イ 公民館等における環境づくり

公民館は地域の身近な学習拠点であるとともに、交流の場、地域コミュニティ形成の場としての役割を担っており、地域の実情に応じた子どもの読書活動の機会の提供を行うことが求められます。

○ 公民館における児童書の充実

施設内に児童書を配架している公民館は、156館中102館（神奈川県公民館連絡協議会³⁵「公民館の実態調査」令和4年度）あります。公民館における地域の実情を踏まえた子ども読書の環境づくりを進めるため、今後も児童書の充実を図るよう働きかけます。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

ア 学校図書館を利用した読書活動の推進

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」の機能と、自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したりする「学習センター」の機能、情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」の機能を有しています。子どもたちにとって落ち着いて読書が行える環境や、知的好奇心を醸成する学びの場としての環境を整えることが必要です。

³⁵ 神奈川県公民館連絡協議会 … 18 ページ参照

○ 学校図書館の利活用の促進

学校図書館の利活用の促進には、司書教諭や学校司書、学校図書館ボランティアが連携することが必要です。そこで、連携に視点をおいて神奈川県教育委員会が作成した「学校図書館ボランティアハンドブック」や、実際の取組事例を研究会や会議等で紹介することで、学校図書館の一層の利活用の促進を図ります。

また、すべての子どもが学校図書館にアクセスできるようにするため、読書バリアフリーを一層進めることが重要です。大型絵本³⁶や貸出手続き不要の図書を用意、保健室やスクールカウンセラーとの相談室における図書の整備、サテライト図書館³⁷の設置、不登校の子どもへの貸出支援などに各学校が積極的に取り組むことができるよう情報提供に努めます。

さらに、電子書籍の読み上げ機能を活用した取組、オーディオブック³⁸を活用した取組等、学校図書館におけるデジタル社会に対応した読書環境の整備についても情報提供していきます。

³⁶ 大型絵本 … 22 ページ参照

³⁷ サテライト図書館 … 図書館から離れた場所で、本を読むために本棚や椅子などを整備したスペースのことです。

³⁸ オーディオブック … 19 ページ参照

イ 学校等と専門・関係機関及び団体等との連携における読書活動の推進

子どもの読書環境を整備するには、学校等だけでなく近隣の市町村立図書館職員や地域の読書ボランティアの力を活用することが必要であることから、地域の人材が所属している専門・関係機関及び団体等と連携を図ることが大切です。

○ 学校等と専門・関係機関及び団体との連携の促進

各学校が市町村立図書館、公民館・博物館等の社会教育施設とも連携し、さまざまな視点から子どもの読書活動を推進することが大切です。そこで、県教育委員会が作成する「取組事例ガイドブック」に情報を掲載し、研究会や会議等で紹介することにより、連携を促します。

○ 学校等と市町村立図書館との連携の促進

各学校等と市町村立図書館とが連携した取組事例を収集し、図書館職員向け情報誌や研修を通じて情報提供を行うことにより、連携の促進を図ります。

○ 各学校と市町村立図書館・関連施設等との連携

各学校と市町村立図書館、公民館・博物館等の社会教育施設とも連携し、子どもの視点をはじめとするさまざまな視点から子どもの読書活動を推進することが大切です。取組事例を研究会や会議等で紹介することにより、連携を促します。

○ 県立高等学校等と県立図書館との連携の促進

県立高等学校等と県立の図書館との連携により、平成 22 年度から「神奈川県内高等学校図書館相互貸借管理システム」が運営され、学校図書館間の図書の相互貸借や情報交換、レファレンス⁴¹対応などが行われています。県立高等学校等と県立の図書館との連携は重要であることから、司書教諭や学校司書を対象とする研修会などを通じ、連携の重要性についての理解を深めてもらうことにより、連携の促進を図ります。

(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進

ア 多様な子どもに向けた読書活動の推進

障がいのある子どもや日本語を母語としない子ども、貧困問題等困難を抱える子どもなど、支援を要する子どもが、読書に関心を持ち親しむためには、特別な配慮を必要とする子どもを対象とした、アクセシブルな本のコーナーの活用等さまざまな機会や場を設ける必要があります。

⁴¹ レファレンス … 7 ページ参照

○ 障がいのある子どもに向けた取組の促進

障がいのある子どもと読書をつなぐには、点字図書⁴²、さわる絵本⁴³、布絵本⁴⁴、録音図書（DAISY）⁴⁵、電子図書⁴⁶、拡大図書⁴⁷、LLブック⁴⁸（やさしく読める本）、対面朗読⁴⁹や宅配サービス⁵⁰など、障がいに応じた資料やサービスの提供が求められます。また、学習障害⁵¹や発達障害⁵²などにより読み書きに困難を抱える子どもへの支援も重要です。

視覚障がいのある方の読書活動を支援している神奈川県ライトセンター⁵³の取組などについて、県教育委員会で作成している「取組事例ガイドブック」に情報を掲載し、市町村や様々な機関に情報提供を行うことにより、資料やサービスの活用の促進を図ります。

⁴² 点字図書 … 視覚障がいのある利用者が、指先などによって触読できるよう、点字により表現された図書資料です。

⁴³ さわる絵本 … 視覚障がいのある子どもたちが、手でさわって鑑賞できるように製作された絵本です。点字と点図（点を使って図や絵を現したもの）を透明なシートに打って、絵本に貼った「点訳絵本」もあります。

⁴⁴ 布絵本 … 布・革・毛糸などを使い、手芸の技法を用いて絵画的表現や立体表現を作り出す絵本です。ボタンをとめたり、ひもを通す仕掛けがあり、楽しみながら読むことができます。

⁴⁵ 録音図書（DAISY） … 文字で書かれた図書を音声化した図書です。目次から、読みたい見出しやページに移動することができます。DAISYとは、Digital Accessible Information System（デジタル音声情報システム）の略称。

⁴⁶ 電子図書 … コンピューターなどで読む電子の図書です。目の見えにくい方などに配慮した電子図書は、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、目次から読みたいページに移動したり、文字の大きさ・色・フォント・背景の色を変えることができます。音声で聞くことのできる電子図書も増えています。

⁴⁷ 拡大図書 … 文字や図表を大きくした図書で、主に弱視の人たちの利用を想定して製作されています。

⁴⁸ LLブック … 22 ページ参照

⁴⁹ 対面朗読 … 視覚に障がいがある方等に、希望する資料を図書館（対面朗読室）で朗読者（音訳者）が朗読（音訳）することです。

⁵⁰ 宅配サービス … 図書館への来館が困難な、利用者個人の手元に資料を届けるサービスです。

⁵¹ 学習障害 … 全般的に知的発達に遅れはないが、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」といった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいいます。

⁵² 発達障害 … 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものです。

⁵³ 神奈川県ライトセンター … 18 ページ参照

○ 日本語を母語としない子どもに向けた取組の促進

日本語を母語としない子どもの読書活動を推進するには、市町村立図書館等において、多言語による利用案内や館内の掲示、多言語でのおはなし会などの取組が必要です。

そこで、神奈川県立地球市民かながわプラザ（あーすぷらざ）⁵⁶における取組や、市町村立図書館等における日本語を母語としない子どもを対象とするサービスの実施状況、参加した子どもたちの声などについて、県教育委員会が作成する取組事例ガイドブックに情報を掲載し、市町村や様々な機関に情報提供を行うことにより、資料やサービスの活用の促進を図ります。

⁵⁶ 神奈川県立地球市民かながわプラザ（あーすぷらざ） … 18 ページ参照

- 相対的貧困状態にあるとされる子ども等困難を抱える子どもに向けた取組の促進

相対的貧困状態にあるとされる子どもや、日常的に家事や家族の世話をしているヤングケアラーの子どもたちは一定程度存在しています。読書活動の推進に当たっても、福祉部局と連携しつつ、子ども支援活動の場においても多様な子どもたちを受容し、対応した取組を行うことが必要です。

そこで、市町村等の取組について情報を収集し、「取組事例ガイドブック」に情報や子どもたちの声などを掲載し、市町村や様々な機関に情報提供を行うことにより、多様な子どもたちへの読書活動の推進を図ります。

イ 大学等とのかかわりにおける読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するには、子どもの成長に応じて読書に対する視野を広げていくことが大切であることから、大学との連携も大切です。

- 大学等の専門的な図書館との連携の促進

県立の図書館は、高校生など子どもたちに幅広く多様な資料を提供できるよう、大学等の専門的な図書館に対し、KL-NET（神奈川県図書館情報ネットワーク）⁵⁸への参加を促します。

ウ 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動の推進について、より広く周知・啓発するためには、PTA等の社会教育関係団体やフリースクール⁵⁹、子ども食堂⁶⁰、その他の専門・関係機関及び団体等との連携が必要です。

- 「子どもゆめ基金⁶¹」の活用の促進

市町村を通じて、専門・関係機関及び団体等に対し、「子どもゆめ基金」の活用を促すことにより、子どもの読書活動の推進を図ります。

⁵⁸ KL-NET(神奈川県図書館情報ネットワーク) … 9ページ参照

⁵⁹ フリースクール … 不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設です。

⁶⁰ 子ども食堂 … 子ども(概ね18歳未満)たちに対して無料または低額で栄養のある食事を提供する取組みのことで、経済的な理由や、家族揃ってご飯を食べることが難しい子どもたちに対して、温かい食事を提供する場であるとともに、地域住民のコミュニケーションの場でもあります。

⁶¹ 子どもゆめ基金 … 独立行政法人国立青少年教育振興機構が運営し、子どもの体験活動、読書活動、子ども向け教材の開発・普及活動など、子どもの健全育成に向けた活動に対し支援する基金制度です。

2 子どもが読書に親しむことを支える人づくり

急速に変化するデジタル社会への対応や、多様な子どもたちの読書環境を整備するために、子どもと本をつなぐ大人が子ども読書活動推進について学ぶ機会が必要です。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

○ ブックスタート関連事業の推進

県内全市町村において、ブックスタート事業⁶²や、乳幼児健診時におはなし会や読み聞かせの開催、子ども読書を啓発する冊子の配布など、ブックスタートに関連した事業が行われています。こうした事業は、本を届けることにとどまらず、乳幼児期の子どもが絵本を楽しんでいる様子をお家の人が見ることにより、家庭での読書のよさや、乳幼児期ならではの読書の楽しみ方などが広まっています。このような取組について情報収集し、ホームページ等で広く紹介することにより、関連事業の推進を図ります。

○ セカンドブック関連事業の推進

市町村では、子育てに関連する部署と連携し、ブックスタート事業に続き、ある一定の年齢の幼児、児童を対象にしたセカンドブック事業⁶³を行うところもあります。また、おはなし会や読み聞かせの開催、子ども読書を啓発する冊子の配布などセカンドブック事業に関連した事業が行われています。これらの取組により、子どもの発達段階に合わせた家庭での読書の楽しみ方や、読書を通じたコミュニケーションの大切さなどについて、改めて家庭で考えるきっかけとなっています。これらの取組について情報収集し、ホームページ等で広く紹介することにより、事業の推進を図ります。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

ア 図書館等における人づくり

図書館は地域の知の拠点として、地域住民の学習活動を支え、情報を提供するサービスを行っています。また、家庭でも学校でもない落ち着ける空間として、図書館が見直されており、子どもたちが立ち寄りやすく、心地よい場所とすることで、本に触れるきっかけが生まれる可能性があります。子どもの読書活動や学習活動を支えていくには、読書ボランティアなどの人材育成とともに、職員の資質向上にも取り組む必要があります。

⁶² ブックスタート事業 … 6ページ参照

⁶³ セカンドブック事業 … 6ページ参照

○ 読書ボランティア等の養成支援

県立図書館では、子どもの読書活動にかかわる図書館・公民館等の職員、読書ボランティア、教職員等を対象に、生涯学習指導者研修「読書活動実践コース」を開催します。

読書ボランティア団体の活動の現状やニーズを踏まえた研修を企画し、子どもの読書をめぐる状況、読み聞かせや絵本づくり等の手法、ユニークな実践事例等の情報提供を行うとともに、情報交換や交流の場を積極的に設け、相互理解を促進することにより、市町村における読書ボランティアの養成の促進と指導者の養成や支援を図ります。

○ 市町村立図書館職員を対象とする研修の実施

県立の図書館や神奈川県図書館協会⁶⁶が実施する、市町村立図書館職員を対象とする研修において、子どもの現状や子どもの読書活動の必要性、児童サービスの知識・技術等についての理解を深めることにより、子どもの読書活動に習熟した人材を育成します。

○ 市町村立図書館の取組についての情報提供

市町村立図書館において多様な子どもの意見を取組に反映させる等、子どもの視点に立った読書活動や、子どもの読書活動にかかわる先進的な事例や特色のある事例を収集し、市町村立図書館職員向け情報誌への掲載や、研修会での紹介など情報提供を行うことにより、市町村立図書館における取組を支援します。

⁶⁶ 神奈川県図書館協会 … 7ページ参照

イ 公民館等における人づくり

公民館は地域の学習拠点であり、多様化するニーズに応じた学習機会を提供しています。地域の学習機会及び学習情報を提供していくなかで、地域の実情を踏まえた子どもの読書活動を推進していく人材の育成が求められます。

○ 公民館への取組支援

公民館における読書に関する講座等、子どもの読書活動にかかわる先進的な事例や特色のある事例を収集し、研修会での紹介など情報提供を行うことにより、公民館での取組を支援します。

○ 放課後児童クラブ⁶⁷・放課後子ども教室⁶⁸等への活動支援

市町村を通じて、放課後児童クラブや放課後子ども教室、放課後等デイサービス、その他子ども支援活動の場に対し、子ども読書活動に関する資料や取組（団体貸出、読み聞かせ等）についての情報提供により、読書活動の推進を支援します。

⁶⁷ 放課後児童クラブ … 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働、疾病、介護、看護、障害等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や夏休みや春休みなどの長期休業日等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。実施事業は、放課後児童クラブや学童保育、学童クラブ等の名称で呼ばれることもあります。

⁶⁸ 放課後子ども教室 … 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する事業です。

○ 児童館⁶⁹への活動支援

児童館では、図書室を設け、子どもが読書に親しめるような環境が整備されていることが多く、子どもの読書活動に関する資料等を配付することにより、図書室を活用した子どもの読書活動の一層の推進が図られるよう支援します。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

学校等では、子どもの成長に応じた様々な教育活動の場面において、子どもが本と出会い親しむことができるよう、子どもの読書への関心を高める取組や、多様な背景を持つ子どもの状況を踏まえた取組を行い、成長に応じた読書活動を推進する必要があります。

ア 学校等における成長に応じた子どもの読書活動の推進

(ア) 幼稚園等における読書活動の推進

○ 幼稚園等への活動支援

幼稚園等の教職員に対し、読書活動にかかわる研修への参加を促すとともに、研修の中で読書活動の取組事例についての情報提供を行うことで、幼稚園等の教職員が、子どもの読書活動を積極的に推進できるよう働きかけます

(イ) 小学校・中学校における読書活動の推進

○ 司書教諭・学校司書等の連携の促進

司書教諭、学校司書及び学校図書館担当職員が配置されている学校や、学校図書館ボランティアが関わっている学校は、職員相互の連携を図ることで、子どもの読書活動が推進されます。神奈川県教育委員会が作成した「学校図書館ボランティアハンドブック」等について、デジタル社会に対応した読書環境の整備や効果的な連携の取組事例など新しい情報を盛り込んで改訂し、司書教諭・学校司書等の連携を促進します。

⁶⁹ 児童館 … 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設です。地域によって様々な名称がつけられている場合もあります。

○ 学校図書館ボランティア導入の促進

《小学校》

多くの小学校で、保護者や地域の方々を中心とした学校図書館ボランティアを導入することにより、読み聞かせや朗読、おはなし会などの活動が充実しています。生涯学習指導者研修「子ども読書活動実践コース」等において、学校図書館ボランティアと連携した取組事例等の情報提供を行い、小学校での学校図書館ボランティア活動の充実と導入の促進に努めます。

《中学校》

中学校においても、学校図書館ボランティアの導入は子どもたちの読書活動の充実に向けた有効な手立ての一つであることから、生涯学習指導者研修「子ども読書活動実践コース」等において、学校図書館ボランティアと連携した取組事例等の情報提供を行い、中学校での学校図書館ボランティア活動の充実と導入が促進されるよう働きかけます。

○ 授業と関連した読書活動の推進

各教科等の習得、活用、探究の過程の中で、図書館等の資料や情報を活用するなど、授業と関連した読書活動は、主体的・対話的で深い学びの視点からも重要です。そこで、授業と関連した取組事例を、教職員を対象とする研修や会議等で情報提供し、授業と関連した読書活動を推進します。

○ 特別支援学級における取組の推進

特別支援学級では、学校生活や学習活動の中で児童・生徒の発達段階に応じた読書活動を行っています。今後も、一人ひとりの状況に応じた読書活動が充実するよう、特別支援学級にかかわる研究会や会議等で、読書活動の取組事例についての情報提供を行います。

(ウ) 高等学校等における読書活動の推進

○ 読書活動の計画的な取組の推進

高等学校等では、各教科・科目の学習と関連づけた読書活動や、学校図書館や図書館を利活用した調べ学習、探究的な学習活動等における読書活動の指導・支援等を、年間の指導計画に位置づけ実施することが大切であり、会議等を通じて情報提供を行い、計画的に取組を進めていきます。

○ 司書教諭・学校司書の連携の促進

司書教諭や学校司書は、相互の連携により、授業展開に合わせた図書の配架や調べ学習のための環境づくりなど、学校図書館の一層の充実・活性化を図ることが重要です。校内の体制が整備され連携が促進されるよう取組を進めます。

(エ) 特別支援学校における読書活動の推進

○ 読書活動の計画的な取組の推進

特別支援学校では、一人ひとりの教育的ニーズや発達段階等に応じて、各教科等の学習内容に関連した図書の活用や、学校の図書館や公立図書館を利活用した調べ学習等の読書活動を推進するために、会議等を通じて情報提供を行い、計画的に取組を進めていきます。

○ 読書ボランティアとの連携の促進

特別支援学校において読書活動を推進するには、特に、読書ボランティアとの連携が重要です。効果的あるいは特徴的な取組事例について情報提供を行うことにより、読書ボランティアとの連携の促進を図ります。

○ 司書教諭・学校司書の連携の促進

司書教諭・学校司書をはじめとして、子どもの読書活動の推進にかかわる教職員が連携を図っていくことが重要です。教職員を対象とする研修や会議等の場で、取組事例についての情報提供を行うなど、連携を促進していきます。

イ 子どもの読書への関心を高める取組

○ 取組事例ガイドブックの作成と活用

子ども同士で本を紹介したり、話し合いや批評をするなど、子どもが読書への関心を高められるような活動や、子どもの意見についても情報収集し、取組事例としてまとめたガイドブックを作成します。

また、活用の促進に向け、市町村や公立図書館、関係機関等にガイドブックを配付するとともに、学校や県民がいつでも利用できるように県のホームページに掲載します。

(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進

ア 多様な子どもに向けた読書活動の推進

障がいのある子どもや日本語を母語としない子ども、相対的貧困状態にあるとされる等の困難を抱えた子ども等、支援を要する子どもの読書活動を推進するためには、個々のニーズに応じた効果的な支援を行うことが重要です。そして、子どもの実態に応じた読書活動が行えるような人づくりが求められます

○ 専門機関等と学校等との連携

外国につながるのある子どもたちに対して、母語表記の本を紹介することや、多言語によるお話し会を行うことにより、効果的な読書指導を行うことができます。また、相対的貧困状態にあるとされる等困難を抱えた子どもへ支援を行っている団体等と連携することにより、個々のニーズに応じた読書活動を推進することができます。そこで、会議等の場で専門・関係機関及び団体と学校とが連携した取組事例について情報提供を行うなど、連携を促進していきます。

○ 読書ボランティアの活用の促進

神奈川県ライトセンター⁷²では、視覚障がいのある方の読書活動を支援するボランティアの養成を行っています。県では、その取組について特別支援学校を中心に情報提供を行うことにより、読書ボランティアの活用の促進を図ります。

⁷² 神奈川県ライトセンター … 18 ページ参照

イ 企業等とのかかわりにおける読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するには、その重要性について、企業等の事業者や従業員の理解を図ることが大切です。

○ 家庭教育協力事業者連携事業⁷³の活用

県と家庭教育協力事業者連携の協定を締結した事業者に対し、家庭教育に関する情報提供を行う中で、子ども読書活動の必要性についても周知し、家庭における読書活動を推進します。

ウ 関係機関及び団体等における読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するには、その重要性について、PTA等の社会教育関係団体やその他の関係機関・団体等の理解を図ることが大切です。

○ 社会教育関係団体との連携

学校や家庭、地域で活躍するPTA等の社会教育関係団体の会議や研修会、大会等において、取組を紹介し、子どもの読書活動の必要性について理解を図ります。

⁷³ 家庭教育協力事業者連携事業 … 家庭や地域の教育力の充実にむけ、従業員の家庭教育に係わる活動を支援・推進している家庭教育に理解のある事業者を「協力事業者」として、神奈川県教育委員会と協定を結び、家庭の教育力の向上を図っていく事業のことを言います。

3 子どもが読書に親しむための情報収集・発信

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

- 「かながわ読書のススメ⁷⁴」ホームページの充実
県のホームページにおいて、読書活動の取組や、おすすめの本を紹介するコーナー等を充実させ、積極的な情報収集・発信を行います。
- 「家庭教育ハンドブック すこやか⁷⁵」による啓発
中学1年生の保護者を対象に、家庭教育ハンドブック「すこやか」を配付し、家庭による子どもの読書習慣の形成についての啓発を行います。
- 市町村立図書館の取組事例の情報発信
プレママ・プレパパ⁷⁶に向けた講座や家族で一緒に参加できる講座など、市町村立図書館が開催している家庭での読書活動にかかわる取組事例を収集し、ホームページ等で紹介します。
- 保育所・保健センター及び放課後児童クラブ⁷⁷等への活動支援
市町村に協力を依頼し、乳幼児をもつ保護者に対し、保育所や保健センターなどを通じて、家庭での読書活動にかかわるチラシ等を配布することにより、子どもが本に親しむことの大切さについての理解促進を図ります。
また、放課後児童クラブや放課後子ども教室⁷⁸に通う子どもを通じて、その保護者に対しても、子ども読書活動の重要性について周知を図ります。
- ブックリストの改訂と活用
時代とともに、本への関心に変容が見られることから、第四次計画において作成した「かながわ子どものためのブックリスト⁷⁹」の改訂は5年経過を目途に行います。活用の促進に向け、市町村や公立図書館、関係機関等に改訂したブックリストやチラシを配布するとともに、家庭や学校、県民がいつでも利用できるように県のホームページに掲載します。

⁷⁴ かながわ読書のススメ … 11 ページ参照

⁷⁵ 家庭教育ハンドブックすこやか … 8 ページ参照

⁷⁶ 妊娠している女性とそのパートナーを言います。

⁷⁷ 放課後児童クラブ … 34 ページ参照

⁷⁸ 放課後子ども教室 … 34 ページ参照

⁷⁹ かながわ子どものためのブックリスト … 8 ページ参照

○ デジタル社会に対応した読書活動推進の情報収集・発信

パソコンやタブレット型端末⁸⁰等の電子機器を利用し、効果音や読み聞かせ機能などを活用しながら読書を楽しむことができます。また、同様の機器を活用した電子書籍やオーディオブックは、子どもが読書に関心をもつ手段としても有効です。

特に、支援を要する子どもにとっては、多様な形態による読書活動への理解を深めることが効果的であるため、パソコンやタブレット型端末等の電子機器を利用した読書活動推進について情報収集し、ホームページ等で広く紹介します。

○ 動画や漫画を活用した読書へのきっかけづくりとしての活動の情報収集・発信

近年の動画配信サービスの急速な普及により、子どもたちがスマートフォン等で動画を視聴する機会が拡大していることから、動画の視聴をきっかけとして本に興味を持ち、ひいては読書へとつながることが考えられます。そこで今後、子ども読書活動の啓発について、神奈川県公式YouTubeチャンネルを活用し、本の紹介や読書活動のPR等の配信を検討していきます。

また、国の調査（平成28年度文部科学省委託調査子供の読書活動の推進等に関する調査研究）では、小学生・中学生・高校生ともに、漫画・雑誌を読む時間が長い児童・生徒では読書時間も長いという関係が見られるとの調査結果もあります。読書のきっかけづくりとして、漫画は有効であると考えられることから、市町村等の漫画をきっかけとした読書活動の推進に関する取組を情報収集し、「取組事例ガイドブック」等で情報発信していきます。

⁸⁰ タブレット型端末 … 液晶ディスプレイなどの表示部分を指やペンなどでタッチして操作ができるパソコンや携帯端末のこと。持ち運んで使われることが多い。

○ 優良図書の普及啓発

神奈川県児童福祉審議会⁸¹推薦の優良図書の広報用ポスターを作成し、県内教育関係機関、県内市町村、関係業界及びその他関係団体等に配布することで、優良図書への関心を高め、家庭で本に親しむきっかけづくりを進めます。

また、神奈川県青少年指導員連絡協議会⁸²の機関紙に神奈川県児童福祉審議会推薦の優良図書の紹介記事を掲載し、優良図書の普及啓発を行います。



⁸¹ 神奈川県児童福祉審議会 … 10 ページ参照

⁸² 神奈川県青少年指導員連絡協議会 … 神奈川県では青少年指導員活動を促進するため、各市町村の青少年指導員組織の代表者で構成する「神奈川県青少年指導員連絡協議会」を設置し、情報交換、協議等を行っています。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

○ 子どもの意見に耳を傾け子どもの視点を大切にした読書活動の推進

令和5年4月に「こども基本法⁸³」が施行されたことを踏まえ、子どもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映させていくことが求められています。

そこで、市町村等による、子どもの意見を聴取し読書活動の推進を行う取組や、子どもが主体となって図書館や公民館等で読書イベントを実施する取組など、子どもの視点に立った読書活動について情報収集し、ホームページ等で情報発信します。

⁸³ こども基本法 … 20 ページ参照

○ 市町村における「子ども読書活動推進計画」の取組状況の把握

市町村に対し「子ども読書活動推進にかかる取組状況調査」を実施し、市町村の「子ども読書活動推進計画」に基づく取組状況を把握します。また、調査結果は県のホームページ等に掲載するとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保や、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進等、顕著な取組に関しては、先進的な事例として紹介します。

○ ヤングアダルト⁸⁴層へのサービスの充実

児童から大人への架け橋となる中高生の時期は、進路選択や生き方など悩みを抱える時期でもあります。読書を通じて、その解決の糸口を得られるきっかけとなるような、ヤングアダルト層を対象としたコーナーを設置し、気軽に本と出会える場づくりをしていくよう公立図書館や公民館図書室へ働きかけをしていきます。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

○ 市町村教育委員会、小学校・中学校への調査の実施

国の「学校図書館の現状に関する調査」を活用し、読書活動の取組状況や、学校図書館の活用状況などを把握します。また、その結果を踏まえ、研究会や会議等を通じて、情報提供を行い、更なる子どもの読書活動の推進を図ります。

⁸⁴ ヤングアダルト … 図書館関係者や出版業界では、子どもと大人の中間に位置する中学生や高校生など主に10代の利用者層のことを「ヤングアダルト」と呼んでいます。

○ 県立高等学校等への調査の実施

県立高等学校等における読書活動について平日の一日の読書量が10分以上の高校生の割合について抽出調査を実施し、高校生の読書量について把握します。また、その結果を踏まえ、会議等を通じて情報提供や助言を行い、更なる子どもの読書活動の推進を図ります。

○ 県立高等学校等における必読書・推薦書リストの公開

県立高等学校等は、読書への関心が高まるよう、生徒や家庭に向けて必読書・推薦書を選んでいきます。一部の県立高等学校等の必読書・推薦書を県のホームページに掲載するとともに、各県立高等学校等は、家庭に対してホームページを紹介することにより周知を図ります。掲載校の決定に際しては、必読書・推薦書の選定に当たっての各校の特色を生かした視点などを参考にしています。

○ 県立特別支援学校への調査の実施

県立特別支援学校における読書活動についての取組状況を各学校へ聞き取り調査を行い、取組状況を把握します。また、その結果を踏まえ、会議等で情報提供や助言を行い、子どもの読書活動の推進を図ります。

○ 私立学校に対する子どもの読書活動に関する情報提供

私立学校の教職員に対し、子どもの読書活動に関する情報提供を行うことにより、読書活動についての理解と促進を図ります。

(4) 専門・関係機関及び団体等における子どもの読書活動の推進

○ やさしい日本語や多言語による読書活動推進の啓発

読書へのきっかけとなるような、やさしい日本語や多言語での読書活動推進啓発のチラシを作成し、多様な子どもたちへ広く情報発信します。

○ 読書ボランティア団体等の活動紹介

県立図書館で実施する「子ども読書活動推進フォーラム⁸⁵」や県立図書館が主催する生涯学習指導者研修「読書活動実践コース」において、学校等や公立図書館などで積極的に活動している読書ボランティア団体等を広く紹介することにより、読書活動の推進を図ります。

○ 読書ボランティア団体の表彰

神奈川県図書館協会⁸⁶が主催する「功労者表彰」において、特に、長期間にわたり活動を継続している団体や、積極的に活動を展開している団体などを表彰し、その取組を奨励します。また、表彰を受けた団体の活動を、研修会や会議の場を通じ、あるいは同協会の広報誌に掲載し周知することにより、読書活動の一層の推進を図ります。

○ 文部科学大臣表彰団体等の紹介

文部科学省が主催する「子どもの読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）表彰」において、優れた活動を行った団体等を表彰し、その取組を奨励します。また、表彰を受けた団体等の活動を、県のホームページや研修会の場で紹介することにより、読書活動の一層の推進を図ります。

⁸⁵ 子ども読書活動推進フォーラム …11 ページ参照

⁸⁶ 神奈川県図書館協会 … 7 ページ参照

Ⅲ 第五次計画の体系



発行 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課
横浜市中区日本大通1 丁目231-8588
電話 (045) 210-8347

